

平成15年度 環境省温室効果ガス排出量取引試行事業 募集要項(案)

1. 本事業の目的

最大の環境問題といわれる地球温暖化問題については、各家庭の取組に加えて、日本全体の温室効果ガス排出の7割を占める産業界(民生業務・貨物運輸を含む)の対策が重要となっています。

特に、昨年6月、我が国は京都議定書を締結し、2008年から2012年の間に温室効果ガスの排出量を1990年比で6%削減することを国際社会に約束したことを受け、地球温暖化対策の強化に向けた国民世論が一層高まってきています。

しかし、産業部門においては、個々の企業が地球温暖化対策を今以上に推進するためには、燃料転換や省エネ設備投資等に多額の経費を要することが考えられ、個々の企業毎の対策による温室効果ガス排出削減には限界があることが予想されます。

そのため、市場メカニズムを活用し、業種の枠を越えた企業間で相互補完的に連携することによって、地球温暖化対策に率先して取り組んだ努力が報われ(温室効果ガスの削減に経済的価値を付与)、低いコストで温室効果ガス排出を削減できる手法として、温室効果ガスの排出量取引が注目されています。この仕組みは、「規制」ではない(排出量を一律の基準以下に抑えることを義務づけない)ため、社会全体でのコストを最小化する手法としても評価されています。

国際的にも、英国で2002年4月から国内排出量取引が開始されたのを皮切りに、2005年にEU域内で導入予定であり、さらに2008年～2012年には世界レベルで導入が決定されています。

しかし我が国においては、排出量取引制度を実施した経験がないため、この制度が必要とされた場合における、排出量の算定・検証手法やクレジットの取引・移転に係る手法、また、適切な目標設定の手法等について、知見が不足しているのが現状です。

そこで、以上のような技術的な手法について、企業と行政の実務担当者が協働・連携して研究し、温室効果ガスの排出削減を実現するシステムのあり方を探求することを目的として、「温室効果ガス排出量取引試行事業」を実施します。

2. 検討の段取り

環境省では、国内排出量取引について、第1ステップ(2002-2004年)においては、簡素で、任意の参加による、事業者等の自主性を重視した国内排出量取引を試験的に行うことによって、仕組みに関する経験を蓄積し、研究を深めることとしています。

この第1ステップの取組として、まず14年度においては、環境省は三重県が行う排出量取引のシミュレーションを支援し、三重県内約30事業者との連携事業を試みまし

た。シミュレーションは平成15年1月中に行い、その結果を報告書としてとりまとめたところ。次いで、本年度においては、今回の「温室効果ガス排出量取引試行事業」を実施し、より実際的な研究を行います。16年度においては、今回の試行事業の経験も踏まえつつ、地球温暖化対策推進大綱の見直しの結果や諸外国における実施状況等を勘案して、必要があれば、制度の立案についての検討が行われる見込みです。

そして、以上の経験を踏まえ、京都議定書の義務のかかる第1約束期間（2008-2012年）に、本格的な国内排出量取引制度を導入することの是非、導入する場合の制度設計の在り方等を判断する予定です。

3. 事業内容

実施主体

環境省（一部シンクタンクに事務委託）

実施方法

排出量取引にまつわる各種研究を行うことに関心のある企業の自主参加を得て、国内での排出量取引を試行的に実施し、排出量の算定・検証手法や発生したクレジットの取引・移転手法等について技術的に研究し、その結果を報告書としてとりまとめます。

参加要件

タイプ

平成15年における自主削減目標の設定と排出量の算定ができる企業（業種は問いません。民生業務や運輸部門に係る企業も参加できます。）：約30社

タイプ

国内外において自社外で、温室効果ガス削減プロジェクトを実施中又は実施予定のある企業又は団体：数社

参加企業は、排出量取引制度の導入に賛成である必要はありません。排出量取引にまつわる各種研究を行うことに関心のあるところであれば参加可能です。本事業に参加することにより、排出削減義務を負うものではありません。

応募多数の場合には、業種バランス、排出量の多寡、これまでの取組実績を勘案して選択させていただくことがあります。

タイプ 参加企業の境界（バウンダリー）については、法人単位、企業グループ単位を原則としますが、特段の事情がある場合には、工場・事業場単位、事業部門単位についても可とします。ただし、その場合でも、後述の検討会議には、環境統括部門の担当者の御出席をお願いいたします。

タイプ 参加企業の設定する目標は、原単位目標でも可とします。

タイプ とタイプ を兼ねて参加することもできます。

業界団体については、オブザーバー参加ができます。

事業内容（たたき台）

- ・タイプ 参加企業は、平成15年における自主削減目標を設定し、目標達成のためのプランを作成します。作成に当たっては、自社内での削減オプションの選択とそのコストを算出します。
- ・タイプ 参加企業は、自社内での削減に努めるとともに、自主削減目標を京都議定書に規定する排出枠（AAU：Assigned Amount Unit）類似のものと位置付け（以下「仮AAU」という。）年末における目標の達成見込みを勘案して、必要に応じ、他社と仮AAUの一部の売買を行います。ただし、本事業は試行事業であるため、金銭のやりとりは行わないこととします（売買はバーチャルなもの）。
- ・タイプ 参加企業は、年末に平成15年の1年間の排出量を実際に算定し、第三者機関による検証を受けます。そして、自ら保有する仮AAUと当該排出量との差の照合を行います。不足する場合には他社から購入し、余る場合には他社に売却するか次年度に繰り越します（ただし、売買はバーチャル。）
- ・タイプ 参加企業は、現に実施中又は計画中の温室効果ガス削減プロジェクトに基づき削減量を見積もり、第三者機関による検証を受けます。この削減量をクレジットとして、他の参加企業にバーチャルに売却することができます。
- ・仮AAU又は削減クレジットの仮想売買は、環境省の方から別途依頼をした事業者が仲介します。また、当該事業者は、今後1～2年における海外での削減クレジットの発行量を予測した上で、当該削減クレジットをバーチャルに入手し、参加企業に売却します。
- ・参加企業が行う仮AAU又は削減クレジットの発行、獲得、移転は、別途環境省と経済産業省が共同で整備を進めている、京都メカニズムに係る国別登録簿（National Registry）に、本試行事業用の機能を付加したものをを用いて実施します。
- ・本事業における検証を行う第三者機関としては、環境省の方から別途依頼をしたCDMに係る指定運営組織の候補団体とします。この依頼に当たっては、参加企業の希望も尊重します。

参加企業による検討会議

- ・本事業は、企業の自主的な発案を尊重し、企業等と行政とが協働・連携し、議論を重ねながら取り組むことを基本方針としています。したがって、事業内容（特に、自主削減目標の設定方法、排出量の算定方法・検証方法、取引の方法、削減クレジットの取扱等）については、参加企業からなる検討会議を複数回開催し、その議論を経た上で決定することとします。（上記の事業内容はあくまでたたき台です。）

- ・事業内容の議論に資するため、検討会議では、環境省の委託したシンクタンク等から、排出量取引・京都メカニズムに関する国内外の情報を提供するほか、国内外の専門家を招いた講演、参加企業有志による国内外の関係機関の視察等も行うことを検討します。

事業予算

総額3億円を計上しています。その内訳（見込み）は以下のとおりです。

- (1) **タイプ** 参加企業には、削減目標の設定、自社の排出削減プランの作成、取引の実施、排出量の算定、第三者検証等に要する人件費、旅費、ノウハウの提供等の事務費について、所要額を交付します。
：総額180百万円（1社当たり数百万円程度の予定ですが、参加企業の規模等に応じて額を調整し、10月に交付決定します。）
- (2) 環境省が別途依頼をした第三者機関に、検証に要する事務費を交付します。
：総額70百万円（これにより、**タイプ**・**タイプ** 参加企業のいずれも、排出量・削減量の第三者検証を受けることは無料となります。10月に交付決定します。）
- (3) 環境省が別途依頼をした企業に、事務運営、国内外の関連情報の調査、取引仲介、国別登録簿の管理等に必要となる事務費を交付します。
：総額50百万円

本事業への参加メリット

- ・2008年から開始される国際排出量取引に備え、取引のノウハウ（仮AAUや削減クレジットの売買及び登録簿（National Registry）上での管理等）を獲得できます。
- ・検討会議において、削減目標のあり方、排出量の算定方法等についての将来の仕組みに関する考察、業種横断的な意見交換、関係専門家からの内外情報の入手ができます。
- ・排出量の算定等について第三者による診断、検証を受けることができ、自社排出量の把握等のレベルアップを図れます。
- ・**タイプ** 参加企業には、排出量の算定・検証等に関する費用相当額の交付を受けることができます。**タイプ** 参加企業にあっても第三者検証を無料で受けることができます。

その他

- ・各参加企業の社名や、個々の削減目標、削減プラン、排出量データ、検証結果等については、参加企業の希望があれば非公開とします。
- ・検討会議は非公開です。ただし、参加企業の了解を得て、オブザーバーの出席はあり得ます。
- ・検討会議への参加のみとし、試行事業そのものへの参加の是非については、検討会議での議論の結果を踏まえた上で判断するという事も可能ですので、それを希望する企業については、その旨申込用紙に記入してください。

4 . スケジュール (案)

遵守期間 (仮AAUの対象期間) は、2003年 1 月から 1 2 月とします。

5 月から10月の間に、2 ~ 3週間に1回のペースで検討会議を開催します。

11月から12月の間に、仮AAUや削減クレジットの仮想取引を行い、登録簿上で獲得・移転を試行します。

2004年 1 月に、2003年の排出量の算定及び第三者検証を行い、仮AAUと実際の排出量の照合 (マッチング) を行います。

2004年 2 月に、マッチングの結果に基づく調整のための取引を試行します。

以上の事業の結果は3月中に報告書にとりまとめ、公表します。

本年度の事業結果を踏まえ、16年度にも継続して実施することを検討します。

温室効果ガス排出量取引試行事業 (概要)

試行事業の実施 11~12月

5~10月

環境省

参加企業による検討会議

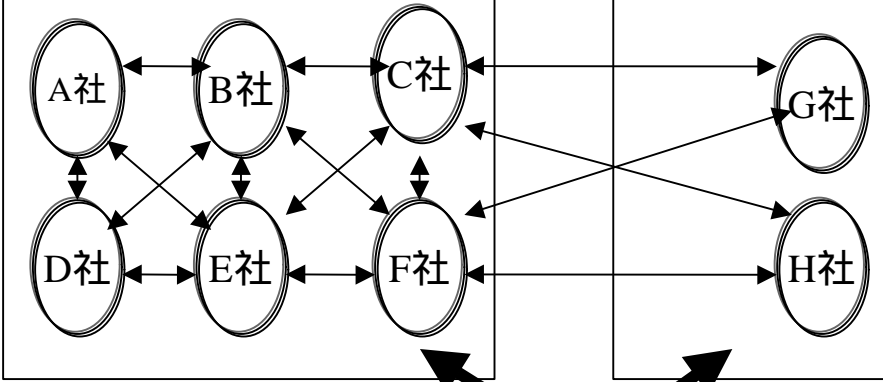
事業内容の決定

国別登録簿
参加企業間のクレジットの移転を記録

タイプ 参加企業
企業・工場単位の参加
自主削減目標を設定

タイプ 参加企業
プロジェクトベースの参加
ベースラインを設定

参加企業間でクレジットを取引



認証機関
参加企業の排出量を検証

試行事業実施に必要な事業費を交付